省　令

○経済産業省令第五十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第三十一条の施行に伴い、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように制定する。

平成二十七年六月二十二日

経済産業大臣　宮沢　洋一

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○経済産業省令第五十一号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二十条の規定に基づき、並びに特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）及び実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）を実施するため、特許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月二十二日

経済産業大臣　宮沢　洋一

特許法施行規則等の一部を改正する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の十四第三項中「翻訳文提出特例期間」の下に「。以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、国内書面提出期間内に出願審査の請求をした場合にあつては、その請求の日から一月以内に当該回復理由書を提出しなければならない。

（実用新案法施行規則の一部改正）

第二条　実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第七項中「第四十八条の四第一項」と」の下に「「出願審査の請求」とあるのは「実用新案法第四十八条の四第六項に規定する国内処理の請求」と」を加える。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項を削る。

第十六条の見出し中「等」を削り、同条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「作成し、又は特許庁長官が定める方式に従つて」を削る。

第五十条の三第二項中「磁気ディスク」の下に「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第七十九条ただし書中「又は第三号に該当する」を「に該当する」に、「それぞれ第二号又は第三号」を「第二号」に改め、同条第一号中「第三号」を「次号」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

（特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の特許法施行規則第三十八条の十四第三項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出願審査の請求をする国際特許出願又は特許法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願について適用し、施行日前に出願審査の請求をした国際特許出願又は同項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、なお従前の例による。

（実用新案法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三条第七項の規定は、施行日以後に実用新案法第四十八条の四第六項に規定する国内処理の請求をする国際実用新案登録出願又は同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第七十九条の規定は、施行日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、施行日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十七年六月二十二日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
四八八〇	二七、六、五	**齋藤**　法子
四八八一	二七、六、五	藤田　傳次
四八八二	二七、六、五	名倉　秀俊
四八八三	二七、六、五	河野　匡哉

○法務省告示第三百四十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十七年六月二十二日

法務大臣　上川　陽子

住所　東京都墨田区文花１丁目32番２－711号
李文婧　昭和53年５月７日生

住所　埼玉県熊谷市弥藤吾959番地７
グエン・バン・タム　平成５年２月21日生

住所　埼玉県狭山市笹井１丁目７番８号
ケリー・サユリ・アサト　昭和54年８月11日生

エーリン・ハルミ・アサト　平成10年４月18日生

住所　埼玉県幸手市東５丁目12番22号
魯学金　昭和57年４月３日生

住所　長野県安曇野市三郷明盛2081番地
周海燕　昭和58年８月２日生

住所　札幌市北区太平６条６丁目７番１－301号
襲郁恵　昭和56年４月28日生

住所　千葉県船橋市西船４丁目12番10号
金成鉉　昭和57年２月25日生

住所　名古屋市昭和区八雲町54番地
姜帥現　昭和43年７月24日生

高明美　昭和43年７月16日生

姜陽樹　平成15年３月28日生

姜悠花　平成22年４月27日生

住所　三重県松阪市大黒田町1836番地３
呉季鉉　昭和44年４月10日生

住所　東京都板橋区西台２丁目25番６号
管鑫焱　平成２年12月19日生

住所　東京都八王子市上柚木３丁目14番地
張翀　昭和55年７月３日生

張琳娜　昭和55年９月２日生

張雯萱　平成20年５月26日生

張浩軒　平成24年７月18日生

住所　千葉県八街市八街ろ142番地
モニカ・バンカヤ・モネス　平成９年３月25日生

住所　青森市緑２丁目５番地２
金洋子　昭和52年９月16日生

住所　岐阜県恵那市明智町706番地３
金大權　昭和５年８月19日生

住所　岐阜県恵那市明智町706番地３
愼泰弘　昭和42年４月１日生

住所　福岡市西区姪の浜３丁目39番３－314号
金永俊　昭和52年８月５日生

崔春梅　昭和51年３月８日生

金序潤　平成18年９月19日生

金序恵　平成24年７月31日生

住所　東京都港区芝公園２丁目２番１－302号
全智穂　昭和57年９月21日生

住所　東京都八王子市川口町2883番地25
グラシタ・フロレス・ヨシカワ　昭和34年２月６日生

住所　岡山市北区津島新野１丁目２番22号
楊智光　平成５年９月24日生